

令和3年度
事業計画



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

目 次

▶基本理念 (P.1)

▶経営理念 (P.1)

▶基本姿勢 (P.1)

▶重点目標 (P.2～)

○事務局

○デイサービスセンター

○居宅介護支援センター

○ホームヘルパーステーション

▶活動内容 (P.4～)

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営 (P.4)

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 内部監査の実施

(4) 役員の先進地視察研修の実施

(5) 人事管理制度の推進

(6) 法人間連携の推進

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進 (P.4～)

(1) 社協だよりの発行

(2) SNSの積極的活用による福祉情報の発信^新

(3) 第2次地域福祉活動計画の周知^新

2. 会費・寄付・募金の収受 (P.5)

(1) 住民会員・会費の募集

(2) 一般寄付等の受納

(3) 共同募金運動の推進

3. 新たな“つながり”づくりの支援^新 (P.5)

(1) 食を通じた新たなつながりづくりの創造^新

(2) 子ども食堂の協働開催の検討^新

(3) スマートフォン講座の開講と活用支援^新

4. 住民参画型生活支援活動の支援 (P.5～)

(1) 外出支援活動の支援

(2) 暮らしの応援団活動の充実

(3) 暮らしの応援カフェの運営支援

5. 福祉活動員活動の支援 (P.6)

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

(3) 民生委員との連携強化に向けた支援^新

6. 地区福祉活動の推進（P.6～）

- （1）高齢者給食サービス活動の推進
- （2）ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- （3）夏季一斉友愛訪問活動の実施
- （4）年末大掃除おたすけサービスの実施
- （5）地区福祉活動の支援

7. 福祉啓発（教育）の推進（P.7）

- （1）地域住民への啓発活動
- （2）夏のボランティア体験の実施
- （3）福祉教育事業の充実^⑧
- （4）コミュニケーション麻雀の普及推進
- （5）福祉啓発事業の推進

8. ボランティア活動の推進（P.7～）

- （1）ボランティア保険の加入支援
- （2）福祉ボランティアグループ活動の支援
- （3）ボランティア活動に関する相談・調整
- （4）ボランティア活動組織のあり方の検討

9. 福祉団体活動の支援（P.8）

- （1）福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

10. 在宅福祉サービス事業の実施（P.8）

- （1）福祉有償運送事業の実施
- （2）福祉用具貸出事業の実施

11. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助（P.8）

- （1）生活福祉資金貸付事業の実施
- （2）日常生活自立支援事業の実施

12. 地域福祉センターの管理運営（P.8～）

- （1）施設利用の促進
- （2）備品・用具の貸出

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施（P.9）

- （1）居宅介護支援事業の実施
- （2）介護予防居宅介護支援事業の実施

2. 通所介護事業の実施（P.9）

- （1）通所介護事業の実施
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- （3）介護保険外サービス事業の実施

3. 訪問介護事業の実施（P.10）

- （1）訪問介護事業の実施
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- （3）介護保険等対象外サービス事業の実施
- （4）障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）の実施
- （5）障がい児者移動支援事業の実施

令和3年度早島町社会福祉協議会事業計画（案）

▶本会の基本理念

お互いが支えあい 安心して
幸せに暮らせる 住みよい地域をつくります

▶本会の経営理念

本会役職員は、基本理念に則り地域福祉事業の推進と介護保険事業等の充実・発展を図るとともに、安定した法人運営を心がけてまいります。

▶本会の基本姿勢

本会の健全な発達・伸展を目指すには、透明かつ効率的・省力的な予算執行や優先順位を意識した施策の推進は重要だと考えます。

第4次産業革命社会といわれる現在、住民のニーズも多様化・複合化しています。地域福祉の中核的役割を担う本会においては、世代や分野を超えて住民の皆さんと『丸ごと』つながることをテーマに、関係機関・団体などと協働しながら地域が抱える様々な生活福祉課題の解決を目指すことを目的に具体的な事業展開を図ります。

本会は、第2次早島町地域福祉活動計画『はやしまほっとプラン2』（令和3年度～令和8年度＜6か年計画＞）に着手しました。国が目指す『地域共生社会』の実現に向け、その役割を果たすことができるようこれまでの実績と特性を活かし、行政計画である早島町地域福祉計画との連携を図りながらプラットフォームとしての責任を果たしたいと考えます。

介護保険事業においては、サービス利用者の視点にたった対応を常に心がけ、コロナ禍においても十分な感染症対策を行い安心して本事業所を利用していただけるよう心掛けてまいります。また、純資産の減少となることが懸念される部門については、経営上の課題を真摯に受け止め、収支の改善に努めてまいりますとともに、地域に貢献できる事業を検討してまいります。

厳しい社会情勢ですが、このような中でも職員が希望と誇りをもって労働できるよう「働き方改革」等にも鋭意取り組み、適切で安定した法人運営を目指します。

○事務局重点目標

1 第2次地域福祉活動計画の周知と推進

令和元年度から2か年かけて評価及び見直しを行った民間福祉の行動計画である『はやしまほっとプラン2』に基づく6カ年計画内容について、概要版パンフレットを作成し、住民や民間団体への周知と協働の呼びかけを行います。

また、同計画推進初年度の取り組みとして、「つながりを求める人」の地域や社会との多様な“つながり”づくりに向け、自治会や福祉団体等の地域住民はもちろん、法人内外の福祉事業所や相談支援機関との協働の事業活動を進めます。

2 安定した法人運営に向けた働き方改革や業務推進体制の見直し

休暇取得や超過勤務等の就労状況の検証及び改善を行うべく、各部署の実態把握や課題集約を行い、人員配置基準の明確化や業務基準の見直し、事務業務に特化した在宅勤務の環境整備を進めます。

また、更なる地域貢献を進めるべく、法人内の部署間連携による「丸ごと」「我がこと」を進め、横断的な業務推進体制の構築に向けた組織や人員体制の見直しを行います。

○居宅介護支援センター重点目標

1 専門性を活かした地域へのアウトリーチ活動の実践

停滞する地域の交流活動の活性化と地域におけるニーズ把握の機会とするため、地域の「集いの場」に参加し、専門職としての知識や経験を活かしたプログラム提供と、制度説明や生活課題の相談に応じます。

また、事務局と協働し、民生委員や福祉活動員を中心とした「見守り」や「支え合い」の支援活動の充実に向けた研修や会合への参画と、地域と連携した個別支援を展開します。

2 広報活動の充実化とICT機器を活用した業務改善

制度のみならず、住民協働の個別支援を特徴とする本事業所広報を充実させ、地域に出向いた広報活動を展開することにより、地域に根差した事業所のPRと新規利用者の獲得を目指します。

また、事業所広報や地域訪問の充実に必要な時間を確保するためにもケース記録のペーパーレス化やICT活用の促進による業務の効率化と、それに伴う内部の運営ルールを整備します。

○デイサービスセンター重点目標

1 地域貢献活動の推進と住民協働の事業展開

社会福祉法人の連絡協議会「ほっとけんネット早島」に加盟する事業所として、事務局と協働し、地域貢献に向けた具体的な取り組みを推進します。まずは、地域で行われる「集いの場」での職員の経験や知識を活かした技術や情報の発信と、保有する備品や車両等の資材の提供により、町内の団体の活動支援を行います。

また、館内で行われる住民活動へ参画するとともに、水害・火災等の避難訓練へ住民参画を得るなど、住民協働の事業展開を図ります。

2 広報活動強化等による収支状況の改善

事業所の特徴やサービス内容を積極的に発信することにより、事業所に親しみや魅力を感じていただくことで、新規利用者を獲得すべく、事業所パンフレットの作成周知や、広報誌及びホームページ内容の充実化、SNS等による定期的な情報発信の習慣化を行います。

また、事業広報強化による新規利用者の獲得と、令和3年度から新しく算定された加算の積極的な取得による収入増に努めます。

○ホームヘルパーステーション重点目標

1 福祉教育を中心とした地域貢献活動の推進

社会福祉法人の連絡協議会「ほっとけんネット早島」に加盟する事業所として、事務局と協働し、地域貢献に向けた具体的な取り組みを推進します。まずは、福祉教育や福祉学習の場へ出向き、訪問介護による高齢者や障がい者支援の様子や支援の必要性の理解促進を図ります。

また、民間事業所協働の「子ども食堂」開設検討に加わり、運営に係る本事業所の役割を見出します。

2 事務の効率化と広報活動強化による収支改善

介護支援ソフトの有効活用や新たな情報共有媒体の活用検討により、定期的な事務や訪問に係る指示報告業務の効率化を図ります。さらに、常勤訪問介護員と登録訪問介護員の職責や役割に応じた訪問調整のあり方を見直し、人件費の圧縮を図ります。

また、事業所パンフレットの更新や近隣の居宅介護支援事業所への営業活動を行うとともに、SNS等による定期的な情報発信の習慣化を行い、新規利用者の獲得に努めます。

▶活動内容

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営

(1) 理事会の開催

企業経営の視点に立った意思決定機関としての責任体制を明確化し、理事会で十分な審議を行う。

(2) 評議員会の開催

財産状況や役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べるとともに、法人の重要事項についての議決機関としての審議を行う。

(3) 内部監査の実施

社協全般の業務執行状況や、法人の財産状況の監査を受け、経営状況の把握や法人運営改善を行う。

(4) 役員の先進地視察研修の実施

社協が行う諸事業の充実強化を図るため、県内外の先進地社協へ出向いて、研鑽を深めるとともに事業改善の一助とする。

(5) 人事管理制度の推進

職務基準書や職員ごとの行動評価、目標管理に基づく人材育成を進めるとともに、外部専門業者を交えた評価者研修や調整会議を実施し、適正な人事評価作業を行う。

(6) 法人間連携の推進

社会福祉法人に求められる地域貢献活動の具体化に向け、町内の同法人と連携した取り組みが行えるよう、事務局として連絡協議会の運営及び活動調整を行います。

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進

(1) 社協だよりの発行

町民に対する社協活動や住民福祉活動等の情報提供手段として、広報誌ははやしま福祉情報「社協だより」を年4回発行する。

(2) SNSの積極的活用による福祉情報の発信^新

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の発信媒体を増やし、本会の事業活動状況や町内の福祉活動の積極的かつ効果的な発信を行う。

(3) 第2次地域福祉活動計画の周知^新

「はやしまほっとプラン2」の周知や更なる住民参画促進を目的に、

ダイジェスト版の作成配布やフォーラムの開催による同計画内容の周知や、地域や関係団体等へ出向き、同計画内容や進捗状況を発信する。

2. 会費・寄付・募金の収受

(1) 住民会員・会費の募集

地域住民や法人等へ任意での会費の募集を行う。

(2) 一般寄付等の受納

一般寄付・満中陰志を受納し、ほほえみ基金の原資として基金積み立てを行い、浄財は「社協だより」などの情報提供事業等に活用する。

(3) 共同募金運動の推進

「福祉活動の財源確保」を目的に、10月に「赤い羽根共同募金運動」、12月に「歳末たすけあい募金運動」を実施する。

3. 新たな“つながり”づくりの支援^①

(1) 食を通じた新たなつながりづくりの創造^①

『ほっとけんネット早島』の事務局として、生活に困窮する方へ向けた「フードバンク活動」の充実化と、活動を通じた生活困窮者の生活課題の把握と関係機関と連携した支援を行う。

(2) 子ども食堂の協働開催の検討^①

子どもの居場所づくりを目的とした「子ども食堂」の開催に向け、町内の支援機関や団体との協議・協働の場を設け、試行的活動を行う。

(3) スマートフォン講座の開講と活用支援^①

急激に普及が進むスマートフォンの操作習得支援の機会を創出するとともに、受講生を中心としたデジタルによるつながりづくりの支援を行う。

4. 住民参画型生活支援活動の支援

(1) 外出支援活動の支援

住民の登録運転手やボランティア参画を得て、福祉車両による移動支援やサロン送迎活動の他、新たに町行政と協働した外出支援活動のあり方の検討や試行を行う。

(2) 暮らしの応援団活動の充実

ゴミ出しや買い物支援など、高齢者世帯等における生活課題に住民主体で対応する『暮らしの応援団』活動の充実を図る検討や調整、活動者募集を行う。

(3) 暮らしの応援カフェの運営支援

ゴミ出しや買い物等の町民同士の支え合いの活動について、「はやし

まほっとプラン2」の指針の検証と試行を住民目線で行いながら、現実的な生活支援活動を模索する茶話会の運営支援を行う。

5. 福祉活動員活動の支援

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

福祉活動員による主体的な地区活動を支援する「福祉活動員協議会」の事務局として同会の運営支援を行い、地区別福祉マップの作成や地域ニーズの共有など、地区の実情にあった活動の推進に努める。

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

「福祉活動員協議会」と協働で、福祉知識や技術の習得、体験活動等の研修の機会を設け、福祉活動員の関連知識や活動意欲の向上と具体的活動の促進を図る。

(3) 民生委員との連携強化に向けた支援^新

各地区での民生委員と福祉活動員の連携強化に向け、両委員協議会と協働で、事例等を通じて見守りの必要性を考える、町域における「見守り推進会議」を定期的を開催する。

6. 地区福祉活動の推進

(1) 高齢者給食サービス活動の推進

地区内で食事の準備などが困難な、独居高齢者等を対象として、食事とふれあい交流の場を提供する「給食ボランティアグループ」への食材費等の助成や活動の支援を行う。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地区内での気軽なふれあい交流や仲間づくりができる「たまり場」づくりの普及に努める。活動グループに対し、助成・助言を行うとともにサロン活動の更なる普及や活性化を目的とした研修会を開催する。

(3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

概ね70歳以上の高齢者等を対象に、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で、熱中症予防啓発と関係づくりを目的に全地区一斉の友愛訪問活動を行う。

(4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

各地区の75歳以上の高齢者世帯や身体障がい者世帯の年末大掃除作業を、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で行う。作業を行う「おたすけ員」として、地区民生委員や福祉活動員以外にも地区住民へ福祉活動の機会として協力を求める。

(5) 地区福祉活動の支援

福祉活動モデル地区を中心に「福祉のまちづくり」に主体的に取り組む自治会や団体に対し、地区福祉活動のあり方の検討や具体的活動の支援を行う。また、活動支援には、取り組み内容に応じた活動費の助成を行う。

7. 福祉啓発（教育）の推進

(1) 地域住民への啓発活動

地域住民からの要請や様々な機会を捉えて、福祉等について啓発活動を行う。

(2) 夏のボランティア体験の実施

中学生以上を対象に、夏季休暇期間を活用したボランティア体験の場を設定し、他者とのふれあいの中から「福祉のこころ」を育成する。

(3) 福祉教育事業の充実^新

教育委員会と連携し、早島小学校や中学校が行う総合的な学習の時間を活用し、地域の団体の協力を得ながら福祉教育の支援を行う。

(4) コミュニケーション麻雀の普及推進

介護予防啓発や地区交流活動の活性化を目的に、コミュニケーション麻雀を楽しむ場づくりや普及員の養成を行う。

(5) 福祉啓発事業の推進

地域住民への福祉啓発を目的に福祉当事者やボランティアグループの協力を得て、「福祉映画会」「障がい者作品展」等のイベント事業を行う。

8. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア保険の加入支援

安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動者の傷害や、賠償責任などについて補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。

(2) 福祉ボランティアグループ活動の支援

ボランティア団体の活動支援と活動費の助成を行う。

<主な助成グループ>

パソボラはやしま、はやしま朗読ボランティア福来朗、日曜大工ボランティアとんかち、コミュニケーション麻雀を広める会、運転ボランティアくるりん等

(3) ボランティア活動に関する相談・調整

「ボランティアをしたい方（団体）」や「求める方（団体）」の相談対

応や、各種福祉団体活動を支援するプログラムの調整等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行う。

(4) ボランティア活動組織のあり方の検討

会員減少による活動の停滞や縮小化、グループ運営の中心を担う役員の負担軽減を目的に、各グループへのヒアリングや意見交換の機会を設け、活動組織のあり方を検討する。

9. 福祉団体活動の支援

(1) 福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

当事者団体の活動支援と活動費支援を行う。

<主な助成グループ>

早島町身体障がい者福祉協会、早島つばさの会、ブロンズクラブ、早島保護司会、早島町更生保護女性会等

10. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 福祉有償運送事業の実施

公共交通機関を自力で利用できない高齢者や障がい者の玄関から目的地までの福祉車両による移動サービスを、タクシー料金の概ね半額相当の利用料で実施する。

(2) 福祉用具貸出事業の実施

貸出希望者の状況を踏まえ福祉用具を貸出し、使用方法等の相談・助言を行う。また、福祉教育活動や地域活動への貸与を新設する。

11. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

低所得者世帯の経済的自立や、身体障がい者世帯の生活意欲の助長促進及び、在宅福祉・社会参加促進のために必要な資金を貸付けるため、生活福祉資金貸付に関する相談受付と県社協への申請や償還事務指導を行う。

(2) 日常生活自立支援事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や、日常的な金銭管理をサポートする「日常生活自立支援事業」の相談受付や県社協への申請、専門員及び生活支援員による援助等を行う。

12. 地域福祉センターの管理運営

(1) 施設利用の促進

町内の地域福祉活動拠点として、福祉関係者を中心にセンター内の施

設の貸し出しと管理運営を行う。

(2) 備品・用具の貸出

町内の地域福祉活動の活性化のため、福祉活動に役立つ備品等（レクリエーション用具・機材）の貸し出しを行う。

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施

(1) 居宅介護支援事業の実施

要介護認定者を対象に、在宅での介護サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「ケアプラン」を作成する。また、介護サービス事業者との連絡調整や、サービス利用料の上限管理、要介護認定申請の代行などの業務を行う。

(2) 介護予防居宅介護支援事業の実施【早島町受託事業】

要支援認定者を対象に、在宅での介護予防サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「介護予防プラン」を作成する。また、介護予防サービス事業者との連絡調整や要介護認定申請の代行などの業務を行う。

2. 通所介護事業の実施

(1) 通所介護事業の実施

要介護認定者を対象に、介護が必要な高齢者の心身の機能の悪化を防止し、介護が必要な状態になっても、自宅での生活ができるよう、趣味活動や人と交流のある生活を維持するとともに、介護者の心身の負担を軽減する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

要支援認定者を対象に、機能訓練や社会交流を通じて、自立へ向けた心身の機能維持や向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護保険外サービス事業の実施

利用登録者を対象に、社会参加の促進と生き甲斐づくりを目的に、介護保険外の事業として、年1回の日帰り旅行の実施と、入院・入所中の方の短時間の利用の受け入れや、心身の特別な状況や閉館等特別な事由による自宅入浴困難者への入浴対応を行う。

3. 訪問介護事業の実施

(1) 訪問介護事業の実施

要介護認定者を対象に、心身の状況に応じ、安心して自立した日常生活が送れるよう支援するサービスで、ケアプランに基づいて身体介護（入浴介助、排泄、食事の援助など）や生活援助（調理、掃除、買い物など）、日常生活全般の支援を行う。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

同サービス事業対象者を対象に、自立に向けた生活機能の向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護保険等対象外サービス事業の実施

介護認定または障がい福祉サービスの認定を受けているが、支給限度額超過や制度上サービス提供ができない内容に対し、身体介護や生活援助を行う。また、その他必要と認めた方への援助を行う。

(4) 障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）の実施

障がい・心身の状態に配慮した身体介護・家事援助など、日常生活全般の支援を行う。

(5) 障がい児者移動支援事業の実施

外出移動が困難な障がい児者の方に対し、自立生活・社会参加の促進を目的に、生活上必要な外出の移動支援を行う。